

東御市実践型地域雇用創造事業「実践支援員」募集要領

(ワインを機軸とした地域ツーリズム開発)

平成29年2月

東御市雇用創造協議会

受付期間	平成29年2月17日(金)～平成29年3月10日(金)
面接日時	平成29年3月中旬(別途通知します)

1 趣旨

東御市雇用創造協議会では、平成28年7月から厚生労働省の委託事業である「実践型地域雇用創造事業」を実施しています。本事業では、当市の魅力である標高差による豊かな観光資源と、多種多様な農畜産物資源の融合によって、来訪者が丸ごと地域を楽しむ「食」・「観光」・「体験」が一体化した体験交流型「地域ツーリズム」の開発等を行っています。

本事業を実際に推進する要員として、体験交流型プログラムの開発および開発した地域ツーリズムの市内外へのプロモーションによる誘客促進に取り組んでいただく、実践支援員を募集します。

2 実践型地域雇用創造事業とは

「実践型地域雇用創造事業」とは、厚生労働省から委託を受け、地域の雇用創造に資する取り組みを実施するものです。

東御市では、東御市や関係機関の参画により「東御市雇用創造協議会」を立ち上げ、『「とうみマリアージュ・プロジェクト」～標高差が育むワインと食、そして雇用～』というテーマで、「標高差を活かした食材を使用したワインに合う料理の開発」と「ワインを機軸とした地域ツーリズムの開発」を行うとともに、事業体の事業拡大や求職者の能力開発に資するセミナーを開催する等の取り組みにより、新たな産業や事業の創出による地域の雇用拡大を図ることを目的としています。

本事業には事業全体を総括する「事業推進員」や、料理開発の実践支援員等が他にいますが、本募集は地域ツーリズム開発の実践支援員を対象としていますので、料理の開発やセミナーの開催等に携わっていただくものではありません。しかしながら、本事業では観光と農業など他産業との結びつき(マリアージュ)をテーマとしていますので、特に料理とのマリアージュを意識して「食」を楽しむ地域ツーリズムの開発をしていただく必要があります。

3 採用予定人員

1名(サブリーダー)

4 業務内容

(1) 地域ツーリズム・プロモーション担当者（サブリーダー）

- ア 地域ツーリズムの開発補助及びモニターツアーの実施
- イ ICTを活用した情報発信、観光プロモーション
- ウ その他本事業に関する業務

5 応募資格

(1) 地域ツーリズム開発責任者（地域ツーリズム・プロモーション担当者（サブリーダー））

- ア 【必須】PCの基本操作ができる人、SNSの活用経験があり知識を有する人
- イ 【必須】普通自動車免許（AT限定可）を有している人
- ウ 【必須】任用予定期間中に継続して勤務できる人
- エ 【必須】次のいずれかに該当する人は、応募できません。

地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人（以下はその内容です。）

- ①成年被後見人又は被保佐人
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

6 面接日時、面接場所

(1) 日 時 平成29年3月中旬（別途通知します）

(2) 場 所 東御市役所

7 面接申込方法

(1) 応募する人は、次の書類を提出してください。

- ア 面接申込書（所定様式あり）
- イ 履歴書（一般用）
- ウ 写真1枚（上半身・脱帽・正面向き・3ヵ月以内に撮影したものを履歴書に貼付してください。）
- エ 観光誘客アイデア提案書（任意様式）

(2) 受付期間

平成29年2月17日（金）から3月10日（金）まで（土曜日・日曜日、祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までに、東御市雇用創造協議会へ直接持参するか郵送してください。（3月10日必着）

また、郵送の場合は、封筒の表に「東御市雇用創造協議会応募」と朱書きしてください。

なお、電子メールやファクシミリでの受付はできません。また、書類が整っていない場合も、受付できません。

(3) 面接申込書の配布

面接申込書の用紙は、東御市のホームページから用紙をダウンロード（A4サイズの普通紙に印刷）して使用してください。

また、東御市雇用創造協議会にて配布しています。

(4) 受験票

受験票を、受付期間終了後に申込者に郵送します。3月14日までに受験票が届かないときは、東御市雇用創造協議会に問い合わせてください。

なお、この受験票は、面接の当日に必ず持参してください。

8 結果の通知と採用

(1) 3月下旬に応募者へ通知します。電話等での照会には、お応えできません。

(2) 応募資格がないこと又は履歴書等の記載が正しくないことが明らかになった場合は、採用の資格を失うことがあります。

9 給与等

(1) 任用期間中の給与は下記のとおりです。

ア 地域ツーリズム・プロモーション担当者（サブリーダー）
180,000 円/月

(2) 他に、通勤手当等がそれぞれ条件に応じて支給されます。

10 任用予定期間

平成29年4月1日～平成31年3月31日

※ただし、上記期間中に厚生労働省からの事業委託が中止された場合にはこの限りではありません。

※採用後3ヶ月は試用期間となり、雇用契約は単年度更新となります。

11 勤務形態

(1) 雇用契約は東御市雇用創造協議会と結ぶこととなりますので、「公務員」や「準公務員」ではありません。

(2) 勤務先 「東御市観光情報ステーション」
東御市田中279 しの鉄道田中駅併設

(3) 勤務日 常勤（土日を含む週5日勤務で応相談。）

(4) 勤務時間

地域ツーリズム・プロモーション担当者
原則 午前8時30分～午後5時15分

12 その他

(1) 採用試験申込みに際して収集した個人情報は、東御市個人情報保護条例の規定に基づき、この採用試験以外には使用しません。

(2) この試験に際して提出のあった書類は、一切返却しません。

13 問い合わせおよび申込書提出先

東御市雇用創造協議会 (東御市役所北御牧庁舎 1 階)

〒389-0404 東御市大日向 337 番地

電話 0268-67-0540

E-mail info@tomi-koyo.jp

ホームページ tomi-koyo.jp